

キャンペーンに関するQ & A

Q. チラシや応募用紙はどこにありますか。

A. 応募用紙は、家電量販店や市役所、各支所、環境部などに配置しております。また、インターネットのホームページにも掲載しております。

Q. 対象となる省エネ基準に該当するかどうか、どうすればわかりますか。

A. 店舗で、製品ごとに表示されている「統一省エネラベル」で、省エネ基準達成率および目標年度を確認するか、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で該当製品を検索するなどして確認する方法があります。(本手引きの2ページ参照)

Q. エアコンを新規購入した場合、対象になりますか。

A. 新規購入は対象になりません。買い換えに限ります。

Q. 市外の店舗での購入は対象になりますか。

A. 対象になりません。市内の店舗等で購入した対象家電に限ります。

Q. インターネットでの購入は対象になりますか。

A. インターネット等での購入は対象になりません。

Q. 中古品の購入は対象になりますか。

A. 中古品は対象になりません。

Q. 購入時にポイントで支払った場合でも対象になりますか。

A. 支払方法は問いません。1台当たりの税抜き本体購入費が10万円以上であることがレシートまたは領収書で確認できれば対象となります。

Q. リースによる対象家電の取得は対象になりますか。

A. リースによる取得は対象になりません。購入の場合のみ対象となります。

Q. 既存の家電を処分してもらったものの、家電リサイクル券が発行されない場合はどうしたらよいですか。

A. 家電リサイクル券が発行されない場合は、引取処分料などが明記された領収書等でも可とします。

Q. 既存の家電を売却したり、下取りに出した場合は対象になりますか。

A. 対象になりません。

- Q. エアコンと冷蔵庫の両方を買った場合、どちらも応募できますか。
- A. 応募は「一世帯当たり対象家電1品目につき1台まで」ですので、どちらも応募できます。
- Q. 応募方法にある、電子申請とはどのような申請方法ですか。
- A. スマホやパソコンを利用して、インターネット経由で応募ができます。応募用のページで必要事項を記入し、あらかじめ電子データ化した必要書類を添付ファイルとして送信していただきます。(本手引き4ページ参照)
- Q. 世帯主でなくても応募できますか。
- A. 世帯主でなくても、購入した方が同一世帯であれば応募できます。その場合、添付する本人確認書類は、購入した方のものとしてください。
- Q. ①別居の親族に対象家電を買ってもらい既存品を処分した場合や、②市内に別居している親族のために購入し親族の家に設置した場合は、応募できますか。
- A. ①自分で購入し自宅に設置した方が対象になります。②購入した方が自宅に対象家電を設置した場合が対象となるため、自宅以外への設置は対象外です。
- Q. 事務所や店舗へ設置する場合も対象になりますか。
- A. 対象になりません。住宅に設置された場合のみ対象となります。

9 お問い合わせ

〒040-0034

函館市大森町21番12号 シャトゥーム大森1階

函館市環境部環境政策課 気候変動・省エネルギー担当

Tel : 85-8154 FAX : 85-8198

E-mail : kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp